

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

12月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	長居配水場外1か所配水ポンプ外整備修繕	諸設備工事	大阪市東住吉区長居公園1-26 外	株式会社荏原製作所	9,720,000	平成29年12月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
2	柴島浄水場下系酸注入設備修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14	日立造船株式会社	1,544,400	平成29年12月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
3	船場幹線(九条1丁目)1100mm制水弁修繕	諸設備工事	西区九条1丁目	株式会社前澤エンジニアリングサービス	1,976,400	平成29年12月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
4	柴島浄水場下系オゾン設備機能増強に伴う既設浄水管理設備改造その他工事	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14	株式会社日立製作所	99,360,000	平成29年12月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
5	浪速幹線(西道頓堀水管橋)防衝杭撤去工事	土木工事	西区 南堀江2丁目6番	朝日工営株式会社	4,849,200	平成29年12月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	K8	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

長居配水場外 1 か所配水ポンプ外整備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

### 3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場に設置している配水ポンプ 5 号、柴島浄水場下系高度浄水処理棟に設置している送排風機及び柴島立坑・シールド内に設置している軸流ファンの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株) 荏原製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場下系酸注入設備修繕

### 2 契約の相手方

日立造船株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場下系に設置している酸注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該設備は、アタカ大機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

現在、当該設備の事業は、平成 26 年 4 月 1 日にアタカ大機株式会社より日立造船株式会社に事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは日立造船株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

船場幹線（九条 1 丁目）1100mm制水弁修繕

### 2 契約の相手方

株式会社前澤エンジニアリングサービス

### 3 随意契約理由

本修繕は、配水管（船場幹線 1100mm）に設置している制水弁（V322-130）で確認されている不具合（部品の破損）に対し、部品交換等の修繕を行うものです。

当該制水弁は大島工業株式会社が製作したものであり、本修繕とその後の動作確認・機能保証を行うには制水弁の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本修繕の施工にあたり障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため迅速に対応できる必要があります。

現在、制水弁の点検・修理等については、平成 17 年 10 月より大島工業株式会社から株式会社前澤エンジニアリングサービスへ業務移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、制水弁に障害が発生した場合、その原因が制水弁固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

以上のことから、本修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは株式会社前澤エンジニアリングサービスが唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号 0 6 - 6 6 1 6 - 5 5 7 4）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場下系オゾン設備機能増強に伴う既設浄水管理設備改造その他工事

### 2 契約の相手方

(株) 日立製作所

### 3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場下系オゾン設備機能増強、柴島浄水場上系配水池改良に伴い、柴島浄水場の浄水管理設備の改造を行うものである。

これらの設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株) 日立製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

## 随意契約理由書

1 案件名称  
浪速幹線（西道頓堀水管橋）防衝杭撤去工事

2 契約の相手方  
朝日工営株式会社

### 3 随意契約理由

本工事は、西区南堀江2丁目6番の道頓堀川に架かる、浪速幹線（西道頓堀水管橋）の鋼管製防衝杭の撤去を行うものです。

当該防衝杭は、別の業務委託において潜水による水中部分の状況調査を行ったところ、著しい腐食、一部鋼管部分の欠損などが確認され、倒壊の危険があることが判明しました。

この状況について、河川管理者へ報告及び協議を行ったところ、当該河川には日々観光船等の往来があり、杭が倒壊した場合には船舶と接触する等、重大事故につながる恐れもあることから、安全の確保のため、早急に撤去等を行うよう指示がありました。本件については、上記のとおり早急に撤去することを求められており、入札に付す暇がないことから、「急施工事等の範囲及び契約事務取扱要領（昭和39年9月28日局長決）」の「1(2)道路管理者等から特に緊急施行の要請があるもの」に該当すると判断し、急施工事として施行します。

本工事の業者選定については、過去直近の類似工事（楠葉取水口防衝杭等改良工事（平成26年度））の入札参加者（3者）及び建設局発注の類似工事（千歳渡船場補修工事（平成28年度））の入札参加者（7者）1者は両工事の参加者のため、計9者に問い合わせを行い、上記業者から迅速かつ最も低い価格で対応できるとの回答を得ました。

以上のことから、本工事の目的である迅速な撤去工事を最も低い価格で実現できるのは、上記業者が唯一となります。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署  
水道局工務部配水課（電話番号 06-6616-5574）